

令和8年度加古川市地域クラブ創設支援補助金交付要綱

令和8年7月28日

教育総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川地域クラブ活動（以下「かこ☆くら」という。）を開始するにあたり、かこ☆くら活動ガイドラインに基づき登録された地域クラブの創設に要する経費の一部を補助することにより、地域クラブの立ち上げを支援し、保護者負担の軽減を図ることで生徒の多様な活動機会の確保につなげることを目的として、予算の範囲内で加古川市地域クラブ創設支援補助金（以下「創設支援補助金」という。）を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地域クラブ)

第2条 創設支援補助金交付の対象となる地域クラブは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「かこ☆くら活動ガイドライン」を遵守し、加古川市が本登録した地域クラブ。
- (2) 加古川市立中学校及び義務教育学校に通う生徒の在籍を部活アプリで確認できる地域クラブ。
- (3) 暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。)の統制の下にない地域クラブ。

(補助対象事業の実施期間)

第3条 補助対象事業の実施期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。

(創設支援補助金の種類等)

第4条 創設支援補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(創設支援補助金の交付等)

第5条 地域クラブは、規則第17条第1項の規定により創設支援補助金の交付を受けようとするときは、地域クラブ創設支援補助金請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 創設支援補助金の交付は、1地域クラブにつき1回限りとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種類 補助金の	性質	事業費補助
範囲 補助金の	対象経費	・ 各種目の活動実施に必要となる共用物品の購入費。（1品あたり税込3万円未満のもの。）ただし、個人に帰属するもの及び飲食物を除く。 ・ 印刷製本費（地域クラブ参加者の募集チラシ、ポスター等）
又は額 補助金の補助率	補助率	100%
	補助金の額	・ 10万円を上限とする。 ・ 対象経費の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。